

福島県高校生等 前倒し「奨学給付金」給付申請のご案内

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯や生活保護受給世帯の方に奨学給付金を給付します。

また、入学準備等で費用負担の大きい新入生の保護者様を対象に、ご希望の世帯のみ、年額のうち4月～6月までの3ヶ月分を通常より前倒しで給付します。(前倒し給付を申請しない場合、後日案内のある通常の給付金申請をすることで、年額を一括で給付しますので、忘れずに申請してください。その場合、申請は1回となります。)

制度の概要

新入生限定・希望者のみ

「返還不要」です。

◆ 前倒し給付の対象となる世帯

令和3年4月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯



① 保護者等が福島県内に住所を有すること

- ※「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。
- ※保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。

② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(令和2年度)が非課税であること又は生活保護受給世帯であること

- ※両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税であることが必要です。

③ 生徒が令和3年度以降に就学支援金対象校に入学し、就学支援金の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であり、基準日に在学していること

- ※対象校:高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等

家計急変世帯

向
けの支援につ
いては、詳
しくは家計急
変世帯向
けの案内を
ご確認ください。

◆ 生徒一人当たりの給付額(年額) ※()内は3ヶ月分(前倒し給付分)

給付区分	対象	課程等	生徒の状況	国公立	私立	必要書類
1. 生活保護受給世帯	生活保護(生業扶助)を受給している世帯	専攻科以外		32,300円 (8,075円)	52,600円 (13,150円)	裏面A
2. 所得割非課税世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(1を除く)	通信制及び専攻科以外	第1子	110,100円 (27,525円)	129,600円 (32,400円)	裏面B
			第2子以降(★)	141,700円 (35,425円)	150,000円 (37,500円)	裏面C
		通信制及び専攻科		48,500円 (12,125円)	50,100円 (12,525円)	裏面B

★「第2子以降」とは、保護者等に扶養されているア～エいずれかの兄弟姉妹がいる生徒

- ア 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉
- イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹
- ウ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹
- エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に3ヶ月分を一括で振込 ※振込前に給付決定通知書を郵送します。

【注意】 ◎ 残りの9ヶ月分については7月1日現在の状況で判断するため、7月1日以降に改めて申請してください。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(※裏面参照)を添えて、在学する学校に提出してください。
(申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

◆ 提出期限

令和3年7月2日(金)

注意事項

- 対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。
- 高等学校等就学支援金とは別の手続となりますので、忘れずに奨学給付金の申請もしてください。



【お問合せ先】
須賀川高等学校
事務室 岩城(電話:0248-75-3325)

又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当
〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7775
メールアドレス k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

福島県奨学給付金

検索

<前倒し「奨学給付金」必要書類等 確認チャート>

※1～2は下段の説明をお読みください。

保護者等の住所は福島県ですか？(4月1日現在)

いいえ

保護者等の住所のある都道府県へご相談ください。

※注意 前倒し給付の実施の有無は、各都道府県で対応が異なりますのでご注意ください。

生徒は令和3年度以降に高等学校等に入学または転学しましたか？

いいえ

前倒し給付金を受給することはできません。

※注意 6～7月頃に案内予定の通常の奨学給付金を申請できる可能性があります。忘れずに確認してください。

生活保護(生業扶助)を受けていますか？(4月1日現在)

いいえ

《必要書類》

- ①「給付申請書」(様式第1号その2)
②生活保護受給証明書(福祉事務所が4月1日以降に発行した【生業扶助】の記載があるもの)※1
③口座振替による支払申出書(通帳のコピー貼付)※2

保護者等の**令和2年度**道府県民税所得割及び市町村民税所得割が全員「非課税(0～99円)」ですか？

(減免がある場合は減免後の額)

いいえ

前倒し給付金を受給することはできません。

※注意 6～7月に案内予定の通常の奨学給付金を申請できる可能性があります。忘れずに確認してください。

通信制または専攻科の生徒ですか？

いいえ

《必要書類》

- ①「給付申請書」(様式第1号その2)
②**令和2年度**課税証明書等(市町村発行)
(父母それぞれの証明書が必要)※1
③口座振替による支払申出書(通帳のコピー貼付)※2
(申請者が未成年後見人の場合は、
④選任審判書謄本のコピー等)
(保護者がいない場合(申請者:主たる生計維持者)は、
⑤生徒本人の健康保険証のコピー(記号・番号を塗りつぶす)
⑥個人対象要件証明書(専攻科生徒のみ)

保護者等に扶養されている次のいずれかの方がいますか？
(4月1日現在)

- ア 15歳(中学生を除く)以上
23歳未満の兄・姉
イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹
ウ 15歳(中学生を除く)以上
23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹
エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

いいえ

《必要書類》

- ①「給付申請書」(様式第1号その2)
②**令和2年度**課税証明書等(市町村発行)
(父母それぞれの証明書が必要)※1
③口座振替による支払申出書(通帳のコピー貼付)※2
④健康保険証のコピー(記号・番号を塗りつぶす)
(生徒本人分 + 左記ア～エの分)
(申請者が未成年後見人の場合は、
⑤選任審判書謄本のコピー等)
⑥個人対象要件証明書(専攻科生徒のみ)

※1 生活保護受給証明書(「生業扶助」の記載がある4月1日以降発行のもの)又は課税証明書等は、就学支援金の申請に使用したもののがコピーで構いません。

ただし、控除対象配偶者になっている保護者についても、課税証明書等の提出が必要です。

※2 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。

通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。
過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。(この場合、通帳コピーは不要)

□ 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。

□ 授業料以外の教育費(教材費、学用品費、修学旅行費等)を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。
学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。